

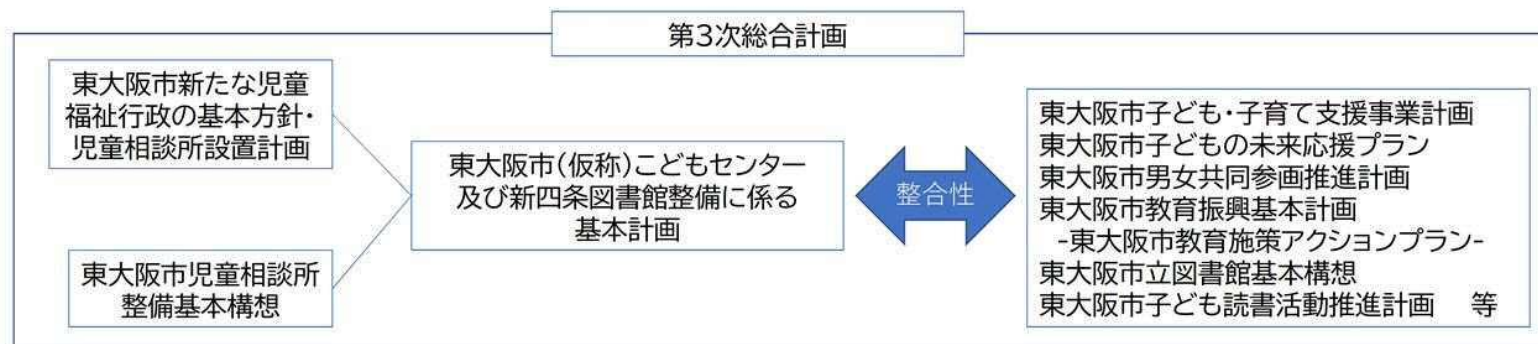
基本計画の位置づけ

■ 計画策定の趣旨・目的

- 本市は児童相談所の設置をめざす方針を決定し、令和4年3月には市政運営方針においてこのことを表明しました。
- 令和4年12月には、現在の東部地域仮設庁舎敷地に、子どもファースト、子ども中心のまちづくりの拠点となる「(仮称)こどもセンター・図書館複合施設」を整備することを決定しました。
- 本基本計画は、本施設の設置により市としてめざすべき姿を具現化するとともに、次年度以降の基本設計にむけて、本施設の導入機能や事業計画、施設整備の諸条件等を定めることを目的として策定したものです。

■ 上位計画及び関連計画の関係

- 本計画は、これまでに策定した「東大阪市第3次総合計画」を上位計画とし、「東大阪市児童相談所整備基本構想」、「東大阪市立図書館基本構想」等に基づき、その他の各種計画とも整合性を図りながら策定したものです。



建設予定地の概要

■ 建設予定地の概要

- 建設予定地は東大阪市の南東部、近鉄奈良線の瓢箪山駅から南に約400mのところに位置します。
- 現在、予定地には現行の四条図書館を含む建物があり、建設にあたっては既存建物の解体を行います。



(出典)国土地理院ウェブサイト「地理院地図」を加工して作成

所在地	東大阪市南四条町1番1号	敷地面積	3,706.46㎡
用途地域	①第一種住居地域 ②近隣商業地域(西側一部)	容積率 建蔽率	容積率:①200%、②300%…加重平均239% 建蔽率:①60%、②80%
法令規制	準防火地域、高さ制限なし、日影規制(5-3h/4m)、埋蔵文化財包蔵地(南東一部)		
接道条件	西側:幅員8mの道路(旧国道170号)に接道。 北側:幅員4mの道路に接道。建設予定地内に高低差2.5mほどの段差があり、段差の上(東側)から段差の下(西側)には車両では移動不可。		

(仮称)こどもセンターの基本方針

■ 理念

- (仮称)こどもセンターの整備によりめざすまちの姿と、施設整備方針は以下のとおりです。

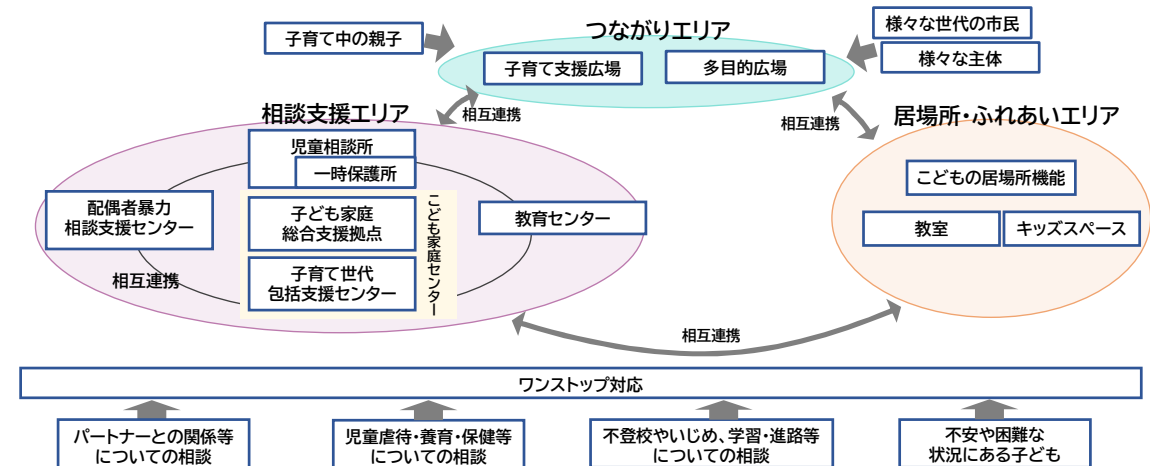
- めざすまちの姿
1. 子どもたちが安心して夢や希望を持って成長できるまち
 2. みんなで子どもたちを育むまち
 3. 児童虐待のないまち

- 施設整備方針
1. 誰もが安心して気軽に訪問しやすい空間
 2. 利用者のプライバシー保護に配慮した空間
 3. 子どもをキーワードに幅広い市民等にとって使える、学べる、過ごせる空間

- (仮称)こどもセンター設置の目的は、「めざすまちの姿」の実現に向けて、児童相談所を核に、あわせて展開する子どもと家庭のサポートに関わる幅広い機能と一体となり、子どもと家庭に関わる様々な地域の活動や資源とのネットワークの要となって、子どもの権利を尊重・実現し、その成長と幸せを支える拠点としての役割を果たすことです。

■ 導入機能・整備計画

- (仮称)こどもセンターは、「相談支援エリア」、「居場所・ふれあいエリア」、「つながりエリア」の3つのエリアで構成します。
- 「相談支援エリア」には、児童相談所(一時保護所含む)、こども家庭センター、教育センターの相談機能の一部、配偶者暴力相談支援センターを配置し、執務室を共有するとともに、ワンストップの相談窓口を設置することにより、利用者への的確な支援に繋げることをめざします。
- 「居場所・ふれあいエリア」には、子どもの居場所機能、親子向けのプログラムなどを行う教室、待ち時間などに親子が利用できるキッズスペースを設置します。相談支援エリアを利用する子どもがこのエリアを使ったり、このエリアを利用する子どもを必要に応じて相談支援エリアに繋いだりするなど、連携した運用をめざします。
- 「つながりエリア」には、子育て中の親子などが気軽に訪れ、交流や休憩ができるエリアとして、子どもの一時預かりスペースを備えた子育て支援広場や、子どもをキーワードにイベントなどが行われる多目的広場、飲食などができるカフェコーナーを設置します。また、つながりエリアは、(仮称)こどもセンターの各エリア及び図書館機能との双方向利用を図り、施設としての特徴となるエリアをめざします。



エリア	導入機能	概要
相談支援 エリア	児童相談所	子どもに関する相談に応じ、子どもや家庭の問題やニーズに応じて援助を行う機関
	一時保護所	子どもの生命の安全を確保し、その状況等を把握して支援の検討につなげる機関 令和6年度より施行予定の設備・運営基準に則ったものとし、定員は40名とする
	こども家庭センター	子育て世代包括支援センター(はぐくむ)と子ども家庭総合支援拠点(子ども見守り相談センター)を一体化した、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関
	配偶者暴力相談支援センター	DV被害で悩んでいる方の相談窓口
	教育センター	子どもの養育や教育、発達、不登校などに関する相談窓口
居場所・ ふれあい エリア	こどもの居場所機能	主に不安や困難な状況にある小学校高学年～中高生を対象とした居場所になるスペース
	教室	療育教室やペアレントトレーニングの教室、子ども向けのサポートプログラムなどを行うスペース
	キッズスペース	相談や教室参加で来所した親子が待ち時間に利用できるスペース
つながり エリア	子育て支援広場	子育て中の親子などが気軽に訪れ、子どもは遊びなどを通じて楽しい体験、保護者は保護者同士の交流から子育てのヒントを得たり、悩みを共有するスペースで、子どもの一時預かり機能ももつ
	多目的広場	子どもをキーワードに、様々な主体がイベントなどを展開するスペースで、それらを体験した子どもや保護者などが自分に合った活動や主体とつながるきっかけとなる場
	カフェコーナー	施設利用者が休憩、飲食、読書することなどができ、施設の居心地を高める効果を持つスペース

新四条図書館の基本方針

■ 理念

- 新四条図書館の基本理念及び整備基本方針は以下のとおりとします。

基本理念

「子どもをテーマに市民がつながる場」

新四条図書館は、子どもと子育て世代が中心軸となる図書館として整備します。子どもをキーワードに、市民の様々な交流・活動が生まれる場として、まちづくりの拠点をめざします。

整備基本方針

1. 明るく開放的で温かみを感じられる図書館
新四条図書館は、子どもや子育て世代をはじめ、複合施設の利用者を含め誰もが訪れたいような、明るく開放的で温かみを感じられる場所とします。
2. 子どもと子育て世代が使いやすい図書館
新四条図書館は、子どもが自然と来たい、ワクワクするような場所とします。
3. ゆったりと過ごせる、居心地の良い図書館
新四条図書館は、十分な広さの閲覧スペースを確保することで、寛ぎながら読書を満喫できる場所とします。

■ 導入機能・整備計画

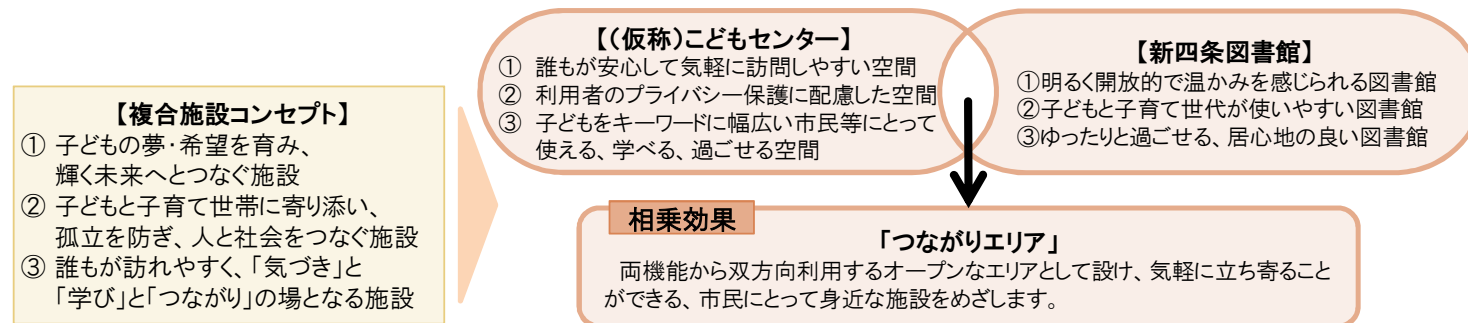
- 新四条図書館の蔵書収蔵能力は約8万冊とします。開架スペースに配架する蔵書を約5.5万冊とし、現四条図書館（開架：約4.8万冊）より増加させ、「より多くの本が利用されている図書館」の実現に取り組みます。
- 整備基本方針を実現するために整備する主な諸室は、以下のとおりです。

整備基本方針	諸室
① 明るく開放的で温かみを感じられる図書館 ・快適な閲覧席 ・木を使ったインテリア ・本が探しやすく、読みやすい配光と調光	● 閲覧エリア ● 書架エリア ● 学習室
② 子どもと子育て世代が使いやすい図書館 ・子どもの声や親子の会話を許容するゾーニング ・年齢層に合わせたニーズへの対応	● 閲覧エリア(子ども) ● プレイエリア ● グループスペース
③ ゆったりと過ごせる、居心地の良い図書館 ・閲覧エリアの拡張 ・閲覧席数の増加 ・ゆったりと本を読める空間	● 閲覧エリア ● 書架エリア ● 静寂読書室 ● ブラウジングエリア

複合施設の基本方針

■ 複合施設コンセプト

- (仮称)こどもセンターと新四条図書館の複合施設となることから、以下を施設のコンセプトとして、複合施設としての相乗効果を発揮するとともに、新たな価値を生み出す施設をめざします。



■ 複合施設のプラスαの価値

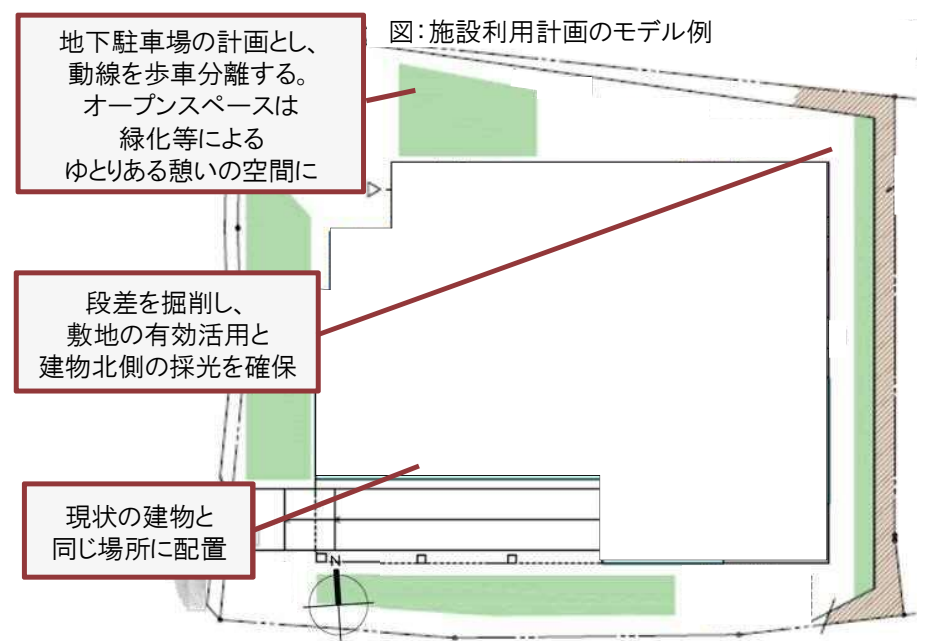
- 子どもの権利を尊重・実現し、みんなで子どもたちを育てるまちづくりをめざします。(子どもファーストの思いを具現化する施設に)

児童相談所を核にした子どもを支える拠点 × 図書館
すべての機能がその役割を発揮し相互につながることで、子どもを中心とした場所となる
★すべての子どもたちが ~特に支えが必要な子どもたちが安心して~一人一人にに応じて利用できる
★ここに来れば困りごとの助けになるヒントがわかる~様々な相談機能がつながりあって一人一人を確かに支える
★ていねいな相談から、新しい楽しい学びや体験まで、自分に合ったモノ・コト・ヒトと出会える・見つける
★子ども自身が参加できるだけでなく、まちのみんなも自分に合った方法でまちづくりに参加できる

施設整備計画

■ 敷地利用計画

- 駐車場を地下に設けるなどにより、本施設への自動車の動線は敷地西側のみとします。敷地の北西部分を歩行者動線のみの本施設への入り口として、利用者にとって心地よい空間になるよう整備します。
- 現在、予定地東側には高低差2.5mほどの段差がありますが、本施設建設にあたっては、建物1階北側の採光を考慮し、高低差を解消する予定です。
- 施設整備にあたっては、周辺への影響を最小限に抑え、有効な敷地活用ができるよう既存建物と同位置への建物建設を考えています。



■ 想定施設規模とフロア構成

- 建物は、1階に図書館、1階の一部と2階以上に(仮称)こどもセンターを配置します。建築面積は約1,750㎡、延床面積約7,600㎡(地上部分のみ。)、地上5階、地下1階の構造を想定しています。(ただし、これはあくまでモデルプランのため、今後変更の可能性があります)また、利用者動線は1階北西部分の1か所とし、(仮称)こどもセンター相談支援エリアへ直接アクセスできる動線を設けるなど、プライバシーに最大限配慮した動線を確保します。

■ 工事期間中の周辺への配慮

- 建設予定地は幅員の小さい道路に囲まれており、かつ、敷地周辺は小中学校もある住宅地で、時間帯によっては子どもの往来も多いことから、建設工事にあたっては、こうした周辺の状況に配慮した工事計画を作成します。

事業手法・整備スケジュール

■ 事業手法

- 本事業を実施するにあたり、適用する事業方式として、「従来方式」「DB方式」「DBO方式」「PFI-BTO方式」が想定されます。これらを比較検討した結果、本事業は以下のような事業スキームで実施することとします。

事業方式	PFI-BTO方式	事業類型	サービス購入型
事業期間	解体撤去、設計・建設・開業準備：約4年間、管理運営期間：15年間 合計：約19年間		

■ 整備スケジュール

- 本施設の整備スケジュールは、以下のとおり予定しています。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
PFI導入方針決定	●					
基本計画策定	●					
事業者の公募		●				
事業契約の締結			●			
解体・設計・建設等			●	●	●	●
竣工						●

児童相談所等整備についての検討課題等

項目	内容
本市の新しい子ども家庭支援体制の検討	児童相談所機能を含めた、本市の新しい子ども家庭支援体制について、各機関の役割や連携のあり方、組織体制などの検討を行っていきます。
職員の確保・育成	専門性を有した職員の育成・確保のため、近隣自治体への職員派遣などの調整等を行っていきます。
大阪府との協議	大阪府より業務移管を受ける必要があるため、緊密な連携の下、十分な協議を行っていきます。
子どもの権利の尊重・実現のための取り組み	(仮称)こどもセンターにおいて実施する事業などは、子どもの権利の尊重という視点を徹底して準備を行い、施設整備にあたっては子どもの意見を聴く機会を設けるよう検討を行います。
適切な事業費や事業スケジュールの確保	社会情勢の変化等に伴う事業費や事業スケジュールへの影響に対し、要求水準書作成や事業者公募段階での創意工夫等により、必要な機能を維持しながら、事業費の圧縮や適切な事業スケジュールの確保等を行っていきます。